

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

- 1 夫婦とも被用者保険の被保険者の場合には、以下の取扱いとなります。
 - (1) 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとします。以下同じ。）が多い方の被扶養者とします。
 - (2) 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とします。
 - (3) 夫婦の双方又はいずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に被扶養者とすべき者に係る扶養手当又はこれに相当する手当（以下「扶養手当等」という。）の支給が認定されている場合には、その認定を受けている者の被扶養者とします。

なお、扶養手当等の支給が認定されていないことのみを理由に被扶養者として認定しないことはありません。
- 2 夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合、被用者保険の被保険者については年間収入を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれが多い方を主として生計を維持する者とします。

なお、国民健康保険の被保険者に営業等所得や不動産所得等がある場合は、その所得のベースとなった収入金額から直接的必要経費と認められる金額を控除した金額をもとに今後1年間の収入を見込みます。
- 3 主として生計を維持する者が育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととします。ただし、新たに誕生した子については、改めて上記1又は2の認定手続きを行うこととなります。
- 4 年間収入の逆転に伴い被扶養者認定を削除する場合は、年間収入が多くなった被保険者の方の保険者等が認定することを確認してから削除することとします。